

## 「消費者月間」における街頭啓発の実施について

相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）

毎年5月を「消費者月間」として、全国的に消費者問題に関する啓発・教育等の事業が展開されます。

今年度は、統一テーマとして「行動しよう 消費者の未来へ」が掲げられております。

本組合においても、住民の皆さまに消費者問題についての認識や理解を深めていただき、消費者トラブルを防止し、消費生活の安定・向上を図るための街頭啓発を、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

### 記

1. 行 事 名 「消費者月間」における街頭啓発

2. 日時・場所

市町村名	日 時	実施場所
木津川市	5/29（月） 8：00～9：00	JR木津駅
笠置町	5/23（火） 14：00～15：00	笠置いこいの館
和束町	5/31（水） 11：00～12：00	ローソン前歩道付近
精華町	5/30（火） 8：00～9：00	祝園駅連絡通路
南山城村	5/29（月） 14：00～15：00	南山城村保健福祉センター

3. 内 容 本センターにおいては、京都府、京都府木津警察署、各市町村、くらしの安心推進員と連携して、消費者啓発のためのチラシ、ポケットティッシュ等の配布を行います。

#### 4. 消費者月間統一テーマ

##### ○テーマ

「行動しよう 消費者の未来へ」

##### ○趣旨

消費者庁が、消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となって、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命として設立されてから、7年が経ちました。この間、多様な主体や各地域と連携し、消費者一人一人の暮らしを重視した消費者被害の防止や回復、自主的・合理的な商品選択の機会の確保、消費者教育などの取組を進めてまいりました。高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションのとり方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報化社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。

消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。

安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、平成29年度消費者月間（5月）では、「行動しよう 消費者の未来へ」を統一テーマとして掲げます。